

○ 研究専念規程

(目的)

第1条 本学における研究の高度化を目的として「研究専念教員」を置き、その必要な事項をここに定める。

(定義)

第2条 この規程でいう「研究専念教員」とは、本学の各研究機関等が行う次の各号に定める研究（以下、「プロジェクト研究等」という。）の研究代表者等であつて、第6条及び第7条の手続によって選任された者をいう。

- (1) COEプログラム等によるプロジェクト研究（拠点リーダー等）
- (2) 大型の外部資金によるプロジェクト研究（研究代表者等）
- (3) 愛知大学特別重点研究の研究代表者

2 前項第2号のプロジェクト研究は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 期間5年、交付額5,000万円以上2億円程度のもの（科研費基盤研究Sなど）
- (2) 期間3～5年、交付額2,000万円以上5,000万円以下のもの（科研費基盤研究Aなど）
- (3) 上記と同等以上の研究費を支給される学外資金プロジェクト

(処遇)

第3条 研究専念教員の処遇は、次の通りとする。

- (1) 責任授業回数は、通年平均、教授・准教授は週2回、助教は週1回とする。
- (2) 教授会の出席義務を免除することもできる。
- (3) 学内の役職を免除することもできる。

(任期)

第4条 研究専念教員の任期は、5年以内で担当するプロジェクト研究等の期間内とする。

(人数枠)

第5条 研究専念教員の人数は、次の通りとする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げるもの 若干名
- (2) 第2条第1項第2号に掲げるもの 若干名
- (3) 第2条第1項第3号に掲げるもの 若干名

(候補者の発議又は申請)

第6条 研究専念教員となるための手続は、次の通りとする。

- (1) 第2条第1項第1号に定めるプロジェクト研究が採択された場合、学長は、拠点リーダー等が所属する学部（短期大学部及び専門職大学院研究科を含む。）の長（以下「学部長等」という。）に対して、拠点リーダー等を研究専念教員にすることを発議できる。
 - (2) 第2条第1項第2号及び3号に定めるプロジェクト研究等が採択された場合、研究代表者本人が学部長等に、研究専念教員となるための申請を行うことができる。
- 2 学部長等は、前項に定める発議又は申請があつた場合、教授会の議を経て、研究専念教員候補推薦書（様式第1）を提出し、研究専念教員候補者として学長に推薦する。

(決定)

第7条 学長は、前条の推薦に基づき、翌年度の授業計画等に支障のない時期までに、研究委員会及び大学評議会の議を経て研究専念教員を決定し、すみやかに本人に通知するものとする。

(研究専念教員の給与等)

第8条 研究専念教員には、その期間中においても「給与規程」に定める給与並びに個人研究費を支給する。

(報告義務)

第9条 研究専念教員は、担当するプロジェクト研究について研究成果や補助金の使途等に関する所定の実績報告を学長に対してもおこなわなければならない。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究委員会、研究政策・企画会議、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (規程の改正手続の変更に伴う改正)

この規程は、2014年5月22日から施行する。

附 則 (研究専念教員の定義の追加及び処遇の緩和、規程の改廃手続の明確化並びに様式の変更に伴う改正)

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、2017年度新規推薦分より適用とし、2016年度以前に研究専念教員となっている者については、なお従前の例による。

附 則 (大型の外部資金によるプロジェクト研究実施時における教育等に関わる代替教員等の雇用経費財源の見直しに伴う変更に伴う改正)

この規程は、2019年4月1日から施行する。